

# 第9章 教育

※教育分野に関しては、会津教育事務所発行の「特別支援教育サポートブック」より引用させていただきました。

## 市町村就学指導審議会

### 1. 活動内容

各市町村教育委員会は、障がいのある子どもの就学に際して、対象児の把握や特別支援学校対象児の県教育委員会への通知、就学義務の猶予・免除などの就学に関する措置を行い、医療、教育、心理などの各方面の専門家で構成する就学指導審議会を設置して、適正な就学が図られるよう就学指導や就学先の審議などを行なっています。

区 分	内 容
対 象 者	障がいのある子ども ※専門家による心理検査の結果、保護者の意見等を求められることがあります。 ※心理検査とは ・知能検査 … 知的発達的面を見る検査 ・発達検査 … 社会生活等の発達面を見る検査
必 要 な 書 類	①診断書 ②生育歴 ③支援の状況 等
申 請 場 所 ・ 問 合 せ 先	各市町村役場教育委員会

※会津児童相談所に心理判定員がおりますので、個別相談の中で必要に応じて心理検査を受けることも可能です。

※市町村ごとに条例等で定めるなどして、審議会が開催されています。

### 2. 開催時期

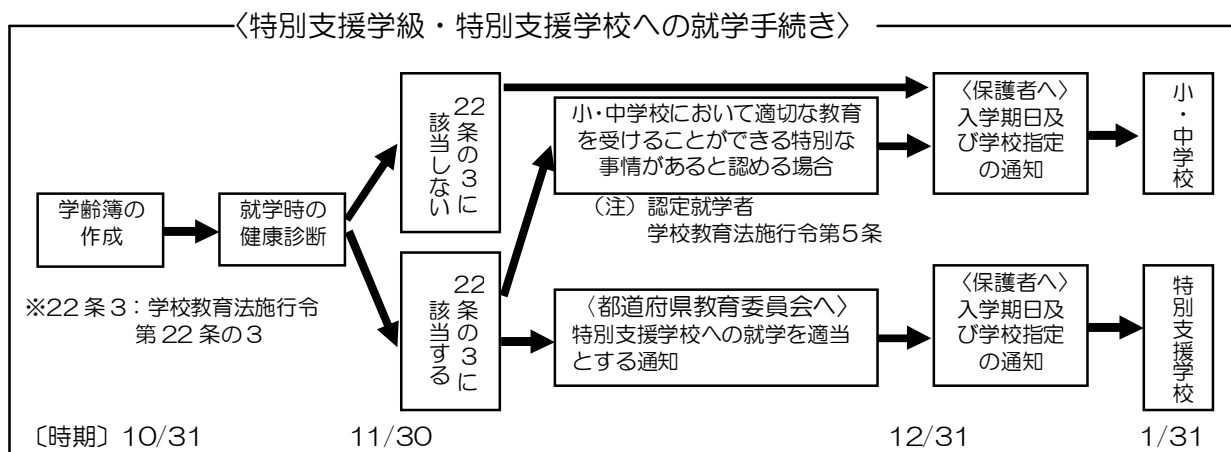
次年度の学級編制の手続は、前年の早い時期から始まります。次年度に「特別支援学級」への入学が考えられるお子さんについては、早めに審議会を開催して就学先を総合的に判断し、秋に実施する就学時健康診断の結果を踏まえて、慎重に審議を行う必要があります。

各町村における就学指導審議会は、次年度を見越して随時開催していきます。

## 就学の手続

障がいのある児童生徒の就学先の決定に際しては、教育学、医学、心理学等の観点から、専門家の意見を聞いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切です。

障がいの程度が特別支援学校の就学基準に該当しない児童生徒については、特別支援学級への入級あるいは通常の学級において配慮を受けながら教育を受けることとなります。



## 特別な支援を必要とする児童生徒の教育の場

特別な支援を必要とする児童生徒の教育の場は、**県立特別支援学校**（旧：盲・聾・養護学校）並びに小・中学校に設置される**特別支援学級**（旧：特殊学級）、**通級指導教室**、そして**通常の学級**があります。

※平成19年の学校教育法の改正に伴い、名称が変更されました。

<p><b>特別支援学校</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児童生徒に対して、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、障がいによる困難を克服するために必要な知識や技能などを養うことを目的とする学校のこと。</li> <li>・視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む）の5種類の障がいを対象としています。</li> </ul>
<p><b>特別支援学級</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校・中学校・高等学校内に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級のこと。</li> <li>・知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、情緒障がいの7種類があります。</li> </ul> <p>※特別支援学級の開設や継続については、学級編制の基準等に基づいて検討され、年度ごとに見直しが図られます。</p>
<p><b>通級指導教室</b></p>	<p>小学校・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴、ADHDなどの障がいがある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行います。</p>

## 特別支援学級及び特別支援学校一覧

### 1. 会津域内の特別支援学級（平成22年度）

	小学校		中学校	
会津若松市	12校	17学級（知的13・情緒4）	2校	4学級（知的3・情緒1）
喜多方市	4校	5学級（知的4・情緒1）	4校	4学級（知的4）
西会津町	2校	2学級（知的2）	1校	1学級（情緒1）
猪苗代町	2校	2学級（知的2）	2校	2学級（知的2）
会津坂下町	2校	3学級（知的2・情緒1）	2校	3学級（知的2・情緒1）
柳津町	1校	1学級（知的1）	1校	1学級（知的1）
会津美里町	3校	3学級（知的3）	1校	1学級（知的1）

## 2. 県内の特別支援学校（平成22年度）

(\*)：寄宿舍設置の特別支援学校です。

主とする障がい	学校名	連絡先(Tel)	所在市町村	関係施設・医療機関等
視覚障がい	県立盲学校(*)	024 - 534 - 2574	福島市	—
聴覚障がい	県立聾学校(*)	024 - 951 - 2081	郡山市	—
	県立聾学校 福島分校	024 - 531 - 5013	福島市	—
	県立聾学校 会津分校	0242 - 22 - 1286	会津若松市	—
	県立聾学校 平分校	0246 - 34 - 2202	いわき市	—
知的障がい	県立大笹生養護学校	024 - 558 - 8710	福島市	福島県大笹生学園
	県立あぶくま養護学校	024 - 956 - 1901	郡山市	—
	県立あぶくま養護学校 安積分校	024 - 946 - 0414	郡山市	社会福祉法人 安積愛育園
	県立西郷養護学校	0248 - 25 - 3110	西郷村	社会福祉法人 白河めぐみ園／ 白河こひつじ園
	県立石川養護学校	0247 - 26 - 5544	石川町	社会福祉法人 桜が丘学園
	県立会津養護学校	0242 - 32 - 2242	会津若松市	—
	県立猪苗代養護学校	0242 - 65 - 2151	猪苗代町	社会福祉法人 ばんだい荘わかば
	県立いわき養護学校	0246 - 34 - 3806	いわき市	—
	県立富岡養護学校	0240 - 22 - 4550 024 - 952 - 6680 (県養護教育センター)	富岡町	社会福祉法人 東洋学園
	福島市立福島養護学校	024 - 534 - 2643	福島市	—
	相馬県立養護学校	0244 - 35 - 5506	相馬市	—
	福島大学付属 特別支援学校	024 - 546 - 0535	福島市	—
肢体不自由	県立郡山養護学校(*)	024 - 951 - 0247	郡山市	福島県総合療育セ ンター
	県立平養護学校(*)	0246 - 24 - 2501	いわき市	・社会福祉法人 福島整肢療護園 ・国立病院機構 翠ヶ丘病院
病弱 ・ 身体虚弱	県立須賀川養護学校	0248 - 76 - 2511	須賀川市	国立病院機構 福島病院
	県立須賀川養護学校 郡山分校	024 - 933 - 4136	郡山市	財団法人 太田綜合病院
	県立須賀川養護学校 医大分校	024 - 548 - 2541	福島市	県立福島医科大学 付属病院
	県立会津養護学校 竹田分校	0242 - 28 - 0640	会津若松市	財団法人 竹田綜合病院

## 巡回相談員（地域教育相談推進事業）

会津地区では、会津教育事務所と南会津教育事務所（南会津特別支援教育センター）が連携をして、精神科医、臨床心理士、保健師、特別支援学校教員（巡回相談員）と担当指導主事の計12名で相談支援チームを編制し、よりよい支援の方法等について相談と検討を進めています。

### 主な事業内容

要請に応じて「巡回相談員」が、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を訪問して、保護者や担当者と支援の方法について相談をします。

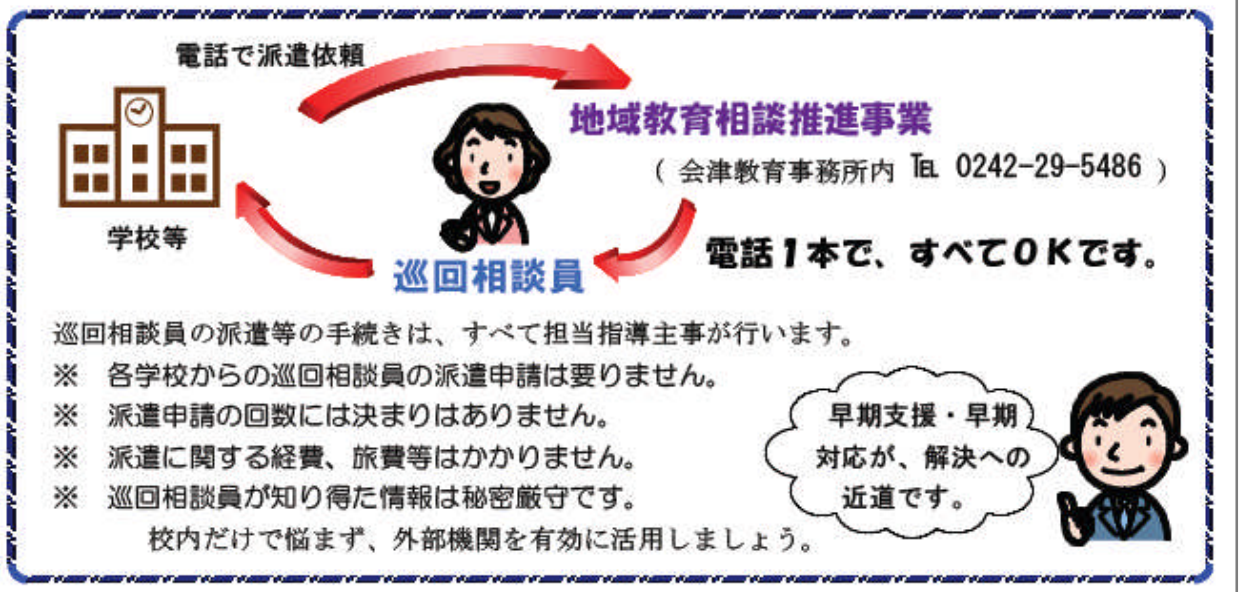
#### <具体的な相談例>

- ☆ 気になるお子さんへのかかわり方や支援の方法について知りたい。
  - ☆ 授業の中でどのような配慮をすればよいのか知りたい。
  - ☆ 「個別の指導計画」を作成したいのですが。
  - ☆ 保護者の方が困っていることなどを相談したい。
  - ☆ 校内での支援体制を整えたいのですが。
- など、各学校等のニーズに応じて相談を進めます。

年間を通して定期的に相談員の訪問を要請するなど、有効に活用していただいている学校もあります。



※ 巡回相談員は、直接、対象となる子どもさんの支援にあたるのではなく、その子どもさんとかかわる方々を支援することが重要な任務となっています。



(上図：特別支援教育サポートブック 平成22年6月会津教育事務所作成 P43)

# 第10章 就労

## ハローワーク（公共職業安定所）会津若松・喜多方

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケーワスーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、職場適応指導を実施しています。職業相談・職業紹介に当たっては、公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の各種支援策も活用しています。

さらに、障がい者を対象とした就職面接会も実施しています。

また、障がい者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等についての助言を行い、必要に応じて地域障害者職業センター等の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

※詳しくは直接ハローワークへお問い合わせ下さい。

（電話 会津若松：0242-26-3333 喜多方：0241-22-4111）

### 【事業主に対する各種助成制度】

<b>試行雇用奨励金</b>  （トライアル雇用）	趣 旨	対象労働者を短期間（原則として3ヶ月）試行的に雇っていただき、その間に企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。
	対象者	障がい者（身体・知的・精神・その他の障がい者）
	支給額	・対象労働者1名につき、月額40,000円 ・最長3ヶ月間
<b>精神障害者ステップアップ雇用奨励金</b>	趣 旨	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者の求職について、3～12ヶ月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指すとともに、精神障がい者及び事業主の相互理解の促進と不安の軽減を図ります。
	対象者	精神障がい者
	支給額	・対象労働者1名につき、月額2万5千円 ・最長12ヶ月間
<b>特定求職者雇用開発助成金</b>	趣 旨	障がい者等の就職が特に困難な者を雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成し、雇用機会の増大を図ります。
	対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
	支給額	対象労働者の障がいや企業規模等の要件により助成額が異なりますので、詳細についてはハローワークに直接問い合わせして下さい。
<b>発達障害者雇用開発助成金</b>	趣 旨	発達障がい者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障がい者について、常用雇用労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。
	対象者	発達障がい者
	支給額	対象労働者の労働時間や企業規模等の要件により助成額が異なりますので、詳細についてはハローワークに直接問い合わせして下さい。

難治性疾患患者雇用開発助成金	趣 旨	難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人を常用雇用労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。
	対象者	①厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の対象疾患 ②進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）
	支給額	対象労働者の労働時間や企業規模等の要件により助成額が異なりますので、詳細についてはハローワークに直接問い合わせして下さい。
障害者初回雇用奨励金 （ファースト・ステップ奨励金）	趣 旨	中小企業における障がい者雇用を促進するため、障がい者雇用の経験のない中小企業（障がい者の雇用の義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業）が、初めて身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者をハローワークの職業紹介により雇用した場合に奨励金を支給します。
	対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
	支給額	対象労働者一人目を雇用した場合に限り、100万円支給

### 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 福島障害者職業センター

ハローワーク等と協力して、障がい者に対する職業評価や職業指導、職業準備訓練及び職業講習等の専門的な援助を行っています。

また事業主に対しては、障がい者の職場への適応に関する助言や指導、雇用管理に関する助言や援助、職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成及び研修などを行っています。

障害者手帳を取得していない方（発達障がいの方など）でも利用できます。

※詳しくは直接福島障害者職業センター（福島市）へお問い合わせ下さい。

（電話 024-522-2230）

職業相談・職業評価	障がいのある方に対して、仕事に就くための相談を行います。必要に応じて職業能力評価や適性等を把握するための、各種検査を行います。
職場適応援助者支援事業 （ジョブコーチ支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョブコーチは、就職前後に関わらず事業所に出向き、障がいのある方が作業や職場にうまく適応できるように、障がいのある方と事業所の社員の方をつなげるための支援を行います。</li> <li>・標準的な支援期間は2ヶ月～4ヶ月です。</li> <li>・会津地区には、NPO法人障害者地域生活支援センター「マカセッセ」にジョブコーチがいます。</li> </ul>
職場復帰支援 （リワーク支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ病などの精神疾患により休職中で、主治医が職場復帰のための活動開始を了解している方に対して、主治医と事業主と連携しながら円滑な職場復帰できるように支援します。</li> <li>・本人・事業主・主治医とともに職場復帰への計画作りをし、本人に対しては、職場復帰前のウォーミングアップとして生活リズムの構築、気分や体調の自己管理、ストレス対処方法・対人技能習得のための支援を行います。</li> </ul> <p>※すでに会社を退職した方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は、対象になりません。</p>

<b>職業準備支援</b>	センター内で作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練（SST）等を行うことにより、事業所で必要とされる基本的な労働習慣の体得、作業遂行力、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図ります。
---------------	---

### 会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ

就業面及び生活面における一体的な支援を行うことにより、雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的としています。様々な関係機関とのネットワークにより、就職・職場への定着に至るまで、相談・支援を一貫して行っています。相談・支援は無料です。

(例)

<b>就業支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）</li> <li>・求職活動支援</li> <li>・職場定着支援</li> <li>・事業所に対する障がい者の障がい特性を踏まえた雇用管理に関する助言</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>
<b>生活支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言</li> <li>・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>

※詳しくは直接ふろんていあ（会津若松市）へお問い合わせ下さい。（電話 0242-85-6592）

### 精神障がい者社会適応訓練事業

回復途上にある精神障がい者が、一般事業所に一定期間通うことによって環境適応能力や仕事の持続力、人付き合いなどの社会生活の適応訓練を行う事業です。

<b>対象者</b>	通院中の精神障がい者（知的障がい者を除く）
<b>期間</b>	原則6ヶ月ですが、必要に応じて最長24ヶ月まで利用できます。
<b>問合せ先</b>	会津保健福祉事務所 障がい者支援チーム（0242-29-5275）

### 障害福祉サービス（就労系）

第5章に掲載しました障がい福祉サービスのうち、就労系のサービスを再掲しました。利用するためには、支給決定を受け、「障害福祉サービス受給者証」を交付される必要があります。（サービス利用開始までの流れは19ページをご覧ください）

相談・申請は、住所地の各市町村役場で行って下さい。

<b>就労移行支援事業</b>	<p>一般企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために、事業所内や企業等において作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場安定のための支援を行います。</p> <p>標準的な支援期間は24か月で、障がい者と事業者は雇用契約を結びません。</p>
-----------------	--

就労継続支援事業  
(A型、B型)

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型は原則として事業主と対象障がい者との間で雇用契約を締結しますので、就労（労働）条件は労働基準法等の労働関係法令に基づき定められています。

B型においては、事業主と対象障がい者との間で雇用契約は締結しません。